

監査役・監査(等)委員・スタッフ・内部監査(委員補助)及び関連部門(者) 殿

貴部門に関係深いセミナーの案内書を送りいたします。 ご関係者に回覧いただければ幸いです。

毎回好評／必ず役立つ

特別研究セミナー

－ 開催・参加要領 －

開催日時

令和2年7月10日(金)
午後1時30分～4時30分

会場

港区立商工会館 会議室
東京都港区海岸 1-4-28

参加費用・支払方法

1名につき 33,000円
(税込み)

※申込受付後、参加証、請求書
会場図を送付致します。

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

申込先・お問い合わせ

創業49年 セミナー実績46年
株式会社 経営コンサル
〒105-0003 港区西新橋 2-9-3
TEL:(03) 3501-6811(代)
FAX:(03) 3580-3580(代)
E-mail:con@sul.co.jp

下記申込書の必要事項を FAX 又は、E-mail でお送りください。

申込書 No20-07101

テーマ

監査役会設置会社と監査等委員会設置会社
会社名

所在地 〒

TEL

FAX

E-mail

ご氏名 所属・役職

受付	参加証	入金	備考

改正会社法・CGコード等で求められる企業統治強化の担い手！
監査役会設置会社と監査等委員会設置会社
～その責務・役割、利害得失と実務的留意点～

【講師】 弁護士 浜辺 陽一郎 青山学院大学大学院法務研究科 教授
弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック

なぜ、この構想が出てきたのか？
⇒公開大会社の機関設計の選択肢として
ガバナンス改善に向けた問題意識

取締役会の「監督」は機能しているか？
監査役「監査」は機能しているか？

I 監査役制度の限界と監査等委員会設置会社導入の背景

- 取締役会の監督機能強化
←理念:取締役会改革の必要性
- 社外取締役の選任の法的な義務付けは見送り
- 社外取締役をめぐる議論

II 機関設計の比較・対照

- 委員会型の会社(モニタリング・モデル)の基本的概要
- 機関設計の内容の比較・対照
監査等委員会設置会社の甘味剤(会社法423条第4項)
利益相反取引に関する開示の強化
監査等委員の権限は、委員会設置会社の監査委員の権限と同じ
実務の選択肢は多様化

III 監査役と監査等委員の基本的職務の異同

- 共通する職務
- 監査役の特任制と監査等委員会による組織的監査の違い
- 取締役会の限界と監査等委員会の強い権限
- 内部統制監査の実態
日本監査役協会の内部統制監査基準の考え方
内部監査部門及び外部監査人との連携と役割分担
内部通報制度の活用
企業集団の監査

IV 裁判例に見る監査役と監査等委員の善管注意義務と忠実義務

- 監査役と監査等委員の善管注意義務と忠実義務
- 監督(監視)義務を尽くすとは？
- 第三者に対する責任
- 監査報告の義務と責任における留意点

V 取締役会における役割の違い

- 監査役・監査等委員の出席義務と意見陳述義務
- 発言の着眼点の違い
- 常勤監査役と非常勤監査役、監査等委員の役割分担
- 適法性監査と妥当性監査と監査等委員による監督

VI 執行役員制度との関係

- 監査役会設置会社における執行役員制度の限界
- 近時の執行役員制度の導入事例

VII まとめ

監査等委員会設置会社の採用が進む理由
監査役制度は実質的に縮小・廃止の瀬戸際か

【講師紹介】

1961年生まれ、1985年慶応大学法学部卒、1987年弁護士登録、
1991年ニューヨーク州弁護士資格取得/2004年4月早稲田大学(法科大学院)客員教授を経て2009年4月青山学院大学法科大学院 特任教授から現職。
コンプライアンス、会社法、内部通報制度など関連著書論文多数。

検索 ⇒ (株)経営コンサルセミナー ⇒ お申し込み、他のセミナーもご覧ください

